

関連当事者間の取引に関する枠組み

1. 本枠組みは、当社が当社役員、グループ会社（連結子会社、持分法適用会社）、主要株主等との間で行う取引（関連当事者間取引）に関連して、法令等に則り各社の業務の健全性、適切性および株主共同の利益を確保することを目的に定める。
2. 本枠組みにおける「関連当事者間取引」とは、当社と関連当事者（当社役員、グループ会社（連結子会社、持分法適用会社）、主要株主等）との取引を指す。
3. 当社は、関連当事者間の取引に関して、グループ各社または株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした恐れが生じることのないよう、法令等に従い、取引の重要性、性質に応じて取締役会の承認を要するものとし、取締役会は、当該取引の実施状況等を適切に監視する。
4. 当社は、関連当事者間の取引に係る情報を適切に把握・管理し、取引の重要性、性質に応じて、取締役会等において取引の合理性および条件の妥当性等を検討し、必要に応じて取締役会等において承認する体制を整備する。
5. 関連当事者間取引が、グループ各社または株主共同の利益を害するまたは恐れがあると認められる場合は、取締役会等は当該取引部署に対して必要な措置を講じる。

以 上